

就農

を考えたら知っておくこと

～就農支援資金編～

支援する制度

行政機関や金融機関には、新規就農者の資金面の支援制度があります。制度を活用するには、まず「認定新規就農者」に認定されることが必要です。

認定新規就農者の認定制度について

- 「青年等就農計画」を作成し、就農地又は就農希望地の市町村長の認定を受ける。

青年等就農計画 記載項目の例


・ 就農地・将来構想・品目・生産規模・施設機械等利用計画・経営構成など

- 認定後は別途審査を経て、制度融資などの支援を受けることができる。

◆ 参照先

- ・ 農林水産省ホームページ 青年等就農計画制度について
https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html
- ・ 千葉県ホームページ 就農準備（新規就農ガイド）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shuunouguide/guide-04.html>

- ◆ 相談窓口
就農地又は就農希望地の市町村農政担当課

支援制度	参照先 と 相談窓口 <input type="text" value="検索"/>
青年等就農資金 ● 新規就農者に対する無利子の融資制度	(株)日本政策金融公庫 青年等就農資金 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html ◆ 相談窓口 (株)日本政策金融公庫各支店又は農協窓口等
自治体、国(農林水産省など)、JAグループ による 新規就農支援情報	全国新規就農相談センター ポータルサイト https://www.be-farmer.jp/support/  ◆ 支援情報 > 自治体の支援情報、国の新規就農支援施策、JAグループの新規就農支援

相談窓口

就農地又は就農希望地を所管する各農業事務所（県内10カ所）

- 千葉県農業者総合支援センターホームページ <https://support.chiba-agri.com/farmer/new/> 各農業事務所

